

大分市下水汚泥燃料化事業の事業契約を令和4年1月26日付で締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和4年2月15日

大分市上下水道事業管理者 佐藤 耕三

1. 公共施設等の名称及び立地

大分市下水汚泥燃料化施設 大分市大字志村 2500 番地の 1

2. 選定事業者の商号又は名称

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 設計・建設 | 日鉄・梅林特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 日鉄エンジニアリング株式会社 |
| | 代表取締役社長 石俣 行人 |
| (2) 維持管理・運営 | 大分ジェイコンビシステム株式会社 |
| | 代表取締役社長 平 雅之 |

3. 公共施設等の整備等の内容

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 整備する施設 | 固形燃料化施設 |
| (2) 計画処理量 | 29,600t-wet/年 |

4. 契約期間

令和4年1月27日～令和27年3月31日

5. 契約金額

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 設計・建設費 | 5,445,000,000円 |
| (2) 維持管理・運営費 | 7,641,603,750円 |
| 合 計 | 13,086,603,750円 |

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、以下の条項のとおりである。

・建設工事請負契約書

(不可抗力による損害)

第 38 条 本施設の引渡し前に、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 68 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であって第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 49 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の本件工事等その他この契約の履行に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 本施設に関する損害

損害を受けた本施設に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事等その他この契約の履行で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本施設に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累

計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(発注者の解除権)

第 59 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件工事等その他この契約の履行に着手すべき期日を過ぎても本件工事等その他この契約の履行に着手しないとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により工期内に完了しないとき又は工期経過後相当の期間内にこの契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 16 条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第 56 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 6 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな

いでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第62条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) この契約に関して、受注者が基本契約第14条第3項第1号に定めるいずれかに該当するとき。

(12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次号において同じ。）が基本契約第14条第3項第2号に定めるいずれかに該当するとき。

(13) 発注者が基本契約を解除したとき（基本契約第14条第6項の規定により発注者が解除したとみなされる場合を含む。）。

3 前各項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第61条 発注者は、本件工事等その他この契約の履行が完了するまでの間は、第59条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第62条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第27条の規定により請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第 28 条の規定による本件工事等その他この契約の履行の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等その他この契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等その他この契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3 受注者は、前各項の規定に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

・維持管理・運営委託契約書

（発注者の解除権）

第 35 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく業務に着手しないとき。

(2) 業務の実施その他この契約の履行に際し、不正行為があったとき。

(3) 受注者が発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、発注者が相当期間を定めて是正勧告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内には是正されないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 第38条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第38条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。

(3) 第15条による各業務に係る実施状況並びに本施設の維持管理・運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙 1 記載のモニタリング実施要領等の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(9) 第36条又は第37条によらないで受注者からこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が基本契約第14条第3項第1号に定めるいずれかに該当するとき。

(11) この契約に関して、受注者が基本契約第14条第3項第2号に定めるいずれかに該当するとき。

(12) 発注者が基本契約を解除したとき（基本契約第14条第6項の規定により発注者が解除したとみなされる場合を含む。）。

3 発注者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項の定めるところに従って発注者が基本契約を解除した場合（基本契約第14条第6項に基づき発注者が基本契約を解除したとみなされる場合を含む。）その他事業契約及び取引上の社会通念に照らして発注者に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年間委託料金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合（次項の規定により本項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

6 第4項の場合（第2項第7号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。

7 第1項各号又は第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 発注者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合

(2) 発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合

(3) 発注者の責に帰すべき事由により受注者が基本契約を解除したとき。

3 受注者は、前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この契約以外の事業契約に基づき発注者から損害を賠償された場合はこの限りでない。

4 前各項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令等の変更による契約解除)

第37条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令等の変更により、業務の実施が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、以下の条項のとおりである。

・維持管理・運営委託契約書

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 受注者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、募集要項等及び技術提案書に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、本施設の円滑な運営に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、必要にして十分な教育と指導を契約期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の実施に必要な図書等を引き渡すものとする。なお、受注者が引き渡すべき図書等は、受注者が予め作成し、発注者の承諾を得なければならない。

3 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、発注者及び受注者の協議により決定されるものとし、かかる協議は契約期間満了の 6 ヶ月前を目途に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受注者は、発注者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

第 34 条 受注者は、この契約の終了までに、募集要項等及び技術提案書に定めるところに従い、募集要項等が定める条件及び前条第 3 項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たして本施設を明け渡さなければならない。

2 受注者は、この契約の終了にあたり、その日から起算して 30 日前までに（契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに）、本施設が募集要項等の定める基本性能に関する条件を満足することを募集要項等及び技術提案書に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設の発注者への明渡しの準備を整え、その旨を発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた第三者は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後 20 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は募集要項等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。